

## パーソナル・サポート・サービス検討委員会第3回会合（概要）

日時：平成22年8月23日（月）16：00～18：20

場所：合同庁舎4号館1214特別会議室

出席者：湯浅内閣府参与、猪股日本弁護士連合会貧困問題対策本部事務局長、岩間大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授、宇都宮日本弁護士連合会会長、奥田NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（代理出席・森松NPO法人北九州ホームレス支援機構常務理事）、工藤NPO法人「育て上げ」ネット理事長、五石財団法人東京市政調査会主任研究員、清水NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表、鈴木NPO法人ユースポート横濱、高沢寿支援者交流会事務局長、玉城財団法人沖縄県労協専務理事、野中日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授、日置NPO法人地域生活支援ネットワークサロン理事、本田東京大学大学院教育学研究科教授、宮本放送大学教養学部教授、山口京都府健康福祉部高齢社会対策監

### 【概要】

- 第2回に引き続き、モデル・プロジェクト開始前段階における考え方の整理に関し、事務局から資料2から資料4までについて説明。
  - ・ 資料2はモデル・プロジェクト開始前段階における概念整理や設計上の論点等の考え方を整理するためにまとめたものであり、第2回資料2の後半部分からさらに第2回での議論によるものを追加した構成になっている。
  - ・ 資料3は予算事業として支出するために厚生労働省から発出予定のパーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領。考え方としては、資料2の考え方を踏まえ、基金を用いて事業費を支出するために最小限の事項を規定したもの。資料3とともに資料2を公表し各都道府県に送付をする予定。第1弾のモデル・プロジェクトはこれに基づいて実施していただき、第2弾のプロジェクトの実施を検討される場所についてはこの考え方の整理を基に検討いただくという位置付けでまとめている。
  - ・ 資料4は今後の検討の進め方の大枠であり、考え方の整理に沿ってこれからのスケジュールを示している。
- 湯浅構成員より説明。
  - ・ パーソナル・サポート・サービスと各種支援機関、地域のネットワークについては、現実にはいくつかのバリエーションがあっていいだろうし、地域によって、あるいは地域の資源によって変わってくる。
  - ・ ポイントとしては、地域の中でのパーソナル・サポート・サービスの個別・継続分野横断的な支援の普及、広がりが必要である点。既存の資源のネットワークというときには2つのタイプがあり、1つは例えば高齢者や障害者の分野であっても就労関係、学校等様々な機関に横断して関わるといえることがある。もう1つは障害者の問題

であっても、例えば生活再建や法的整理等、分野内に完結しないでカテゴリ横断的に混ざっているという面があり、その両方でネットワークということを考える必要がある。様々な機関のネットワークであるということと同時に、色々な分野の分野横断的なネットワークでもあるということがポイントであり、それぞれの分野の相談援助機関の相談担当、支援機関の相談担当の中に、それぞれの現場でこれまでやってきたこととは別にパーソナル・サポーターとしての機能を担う人たちがおり、その人たちが集まって、地域の支援の在り方を高めていくというようなことができればよい。そういう中で制度の狭間あるいは分野の狭間を埋めていく体制が作ればいいのか。それぞれの機関を一緒にすることができない、色々な機関が並立する中で、その間の連絡関係の協力体制の作り方を、そのような連携の方向で考えている。

○ 構成員より発言。

<猪股構成員>

- ・ 支援対象者について、モデル・プロジェクトについては緊急雇用創出基金の性格があるので就労可能性や何らかの形で就労に繋がっていくという枠組みがあるのはやむを得ないが、パーソナル・サポート・サービスの考え方やモデル・プロジェクト段階にあるということを考えると、対象者が限定されすぎない方がいいのではないか。
- ・ 整理案の中で、就労自立から距離のある人が支援の枠組みから排除されることのないように留意することと明記されている点は的確にまとめていただいている。
- ・ 資料3、2ページ3（1）のウについて、本人のみの力では困難であるか否かや制度横断的な支援を必要としている者か否かというのは、パーソナル・サポート・サービスが始まっていない入り口の段階でははっきりしないケースが多い。実際にパーソナル・サポーターがついてアセスメントを行う中で分かってくるケースがあるだろうということを見ると、もう少し広げた方がいいのではないか、硬直的な運用によって本来は支援が必要な人が排除されてしまう可能性があるという危惧を感じる。例えば「制度横断的な支援を必要とする可能性がある人」というように、もう少し表現を緩めてはどうか。
- ・ 整理案の中にもチーム制、チームの在り方というものが出ているが、日弁連では3月にフィンランドを訪問調査し、ドゥーリという就労に困難を抱えた人の相談支援機関を訪問して話を聞いた。ドゥーリでは様々な分野の障害や就労等の専門家が同じ屋根の下に集まり、就労に困難を抱えた人に対し最初に専門家が集まって話を聞いて多角的な方面から十分なアセスメントを行って支援計画を立てている。今回のパーソナル・サポート・サービスについてアセスメントの部分を見ると、パーソナル・サポーター1人の力では十分なアセスメントができないケースが相当数あると思われるが、専門家が集まる形にはなっていないので、そこをどうやって工夫するのか。必要に応じて多分野の専門家が集まってアセスメントできる体制をどう作るのか、あるいは集ま

らなくてもネット等を通じて適宜意見交換ができるような体制作りを工夫していく必要があるのではないか。

- ・ 弁護士の立場からパーソナル・サポート・サービスへの関わり方として考えられるのは大きく2つあると考えており、1つは弁護士自身がパーソナル・サポーターの役割を担うということ、2つ目はパーソナル・サポート・サービスのバックアップチームの構成員やパーソナル・サポーターの代理人として弁護士が動くということ。パーソナル・サポーターの権限の問題とも関係するが、パーソナル・サポーターが寄り添い型の支援を行う過程で、例えば生活保護の水際作戦に出くわす等、当事者の側に立つことに徹するほど行政との対抗関係が生じる場面が出てくると思われるが、いたずらに対立せず辛抱強く交渉するのが基本としても、どうしても乗り越え難い壁にぶつかった場合に弁護士のバックアップが得られるような体制があってもいいのではないか。例えば何人かのパーソナル・サポーターに1人の顧問弁護士がつくような形で定期的なケース検討会に顧問弁護士が参加する形とか、弁護士の援助が具体的に必要となった場合には当事者の代理人として申請援助を行うとか、前面に出て行かなくても弁護士が背後に控えているということだけで効果があるような場合もあるので、背後に控えていて何か必要があれば出て行くような形をモデル・プロジェクトの中で試しにやってみてはどうか。
- ・ ケースワーカーとの関係について、考え方の整理の案に「生活保護適用後においても、当事者の側に立ちつつ、ケースワーカーと協力して支援を継続する」と書いてあるが、協力の中身が問題であり、場合によってはケースワーカーの責任が曖昧になってしまったり、本来ケースワーカーが行うべきケースワーク機能が形骸化してしまうといった問題が起こるのではないかという危惧がある。現時点ではこの部分をどう書くかというのは難しいので、モデル・プロジェクトを継続する中でさらに検討を深めていかなければいけない論点ではないかと考えている。

#### <湯浅構成員>

- ・ チームの在り方については、整理案に「⑤パーソナル・サポート・サービスと各種支援機関、地域のネットワーク（理念型）」という形で示しているものが、ある程度それに当たると考えている。実際にどういう体制でいくのかは一律に自治体に押し付けられるものではなく、それぞれの自治体の意向やどういう団体、組織があるのかということ踏まえながらある程度地域でやっていただくしかない。専門家が集まってカンファレンスを行うことは整理案でも示しているが、実際のカンファレンスやケースマネジメントのやり方について、どのような点に注意し、どのように進めていかなくてはいけないかというのは、今後年内を目途に行っていくパーソナル・サポート・サービスの機能の抽出の中で対応していくのだろうと理解している。
- ・ 弁護士の関わり方については、是非モデル・プロジェクトの実施地域で法律家の人

もかむような形で実際にやってもらいたい。ネットワークの在り方はモデル・プロジェクト5地域の中でもそれぞれバリエーションがあるので、具体的なモデル・プロジェクトの進行の中で協力関係を作ってもらいたい。

#### <事務局>

- ・ 事業の実施要領の書き方については、指摘もあったので厚労省と相談する。

#### <鈴木構成員>

- ・ 現場でモデル・プロジェクトをやっていく側として気になるのが、資料2にある理念の部分と具体的にモデル・プロジェクトを進めていく上での要領である資料3や今後のスケジュールの資料4との間にギャップや漏れがあり、そうした部分が今後どのように進んでいくのかイメージがつかないことである。例えば資料2には地域に対する働きかけが重要であるということが書かれているが、資料3の要領の事業内容にはこうした点が盛り込まれていない。実際に現場でやっていく場合には地域に働きかけて雇用を確保していかないと成果も出せないが、その中でそうしたものの評価や、実際についている予算以外の形での自主的な動き、地域の中で協力してくれる方と一緒にやっていくといったことが行われてくる、そうした地域に対する働きかけに対する金銭的な保障、それに取り組んだことによる評価等が今後どのようになるか気になっている。
- ・ 実際にモデル・プロジェクトをやっていく中で、制度や個人情報などのパーソナル・サポーターの活動を阻害する現行の問題点が障害になり、実際に実施する自治体がパーソナル・サポート・サービスの枠組みでやる際に尻込みする場面が出てくるのではないかと感じるが、現場と自治体との間でうまくいかなかったことを国としてどのようにスムーズにやっていく体制になるのか具体的な流れが見えにくい。
- ・ 3点目としては、資料2⑤「パーソナル・サポート・サービスと各種支援機関、地域のネットワーク（理念型）」を見ると、福祉事務所等にもパーソナル・サポーターがいる形になっているが、自治体がやっている公的機関にパーソナル・サポーターがいるという国の考え方が自治体レベルにどのように反映されていくのか疑問に思っている。関連する機関がパーソナル・サポーターはどのようなものか理解し、理念を共有して初めて一緒に支援できるので、理念型が実現されることは非常に重要だが、具体的な実現の道筋が見えるようにしていただきたい。
- ・ 近々の現場としての切実な問題として、モデル・プロジェクトに対する評価が必要になってくると思うが、評価や分析のために必要な項目やデータをモデル・プロジェクトがスタートした後から大量に求められて現場として困惑するようなことがないよう、開始前にデータ収集のスキームや、効率的に現場で業務フローの中でデータ収集ができるようなスキーム・必要な変数がある程度分かっていると現場としては助かる。

#### <日置構成員>

- ・ 資料3の実施要領について、モデル・プロジェクトで実際に実施するのは相談支援事業であるが、モデル・プロジェクトの目的は制度化に向けた課題を検討することとなっており、ただ支援をやるのではなく制度化に向けた課題を検討するための具体的なメニューが入っていた方がいいのではないか。釧路市では運営委員会という形でやっており、今の実施要領でも組み込めないことはないと思うが、資料2⑤の理念型を見据え、現状の把握や進め方を検討する事業そのものをやらないとモデル・プロジェクトにならない。その辺がモデル・プロジェクトの開始前に整理されていることが必要。
- ・ データを取るためのスキームも、地域でアイデアを出し合いどのようなものを収集してどのように成果として出していったらいいか、時間はないが検討していくのがいいと現場としては思っている。
- ・ 実際に理念型のようなネットワーク式でパーソナル・サポート・サービスの事業をやりたいと当初から釧路市と話をしており、北海道や釧路市も点としてのパーソナル・サポート・サービスではなく面的パーソナル・サポート・サービスと名付けて一生懸命実施できるように頑張ってくれているが、今回の緊急雇用創出の基金を使ってやるとお金の使い方が限定されているので難しい、後でお金を返せと言われかねないと言われている。このお金を何費で使うのかということについて、柔軟な運用をしたいが、実際の基金の運用上できないという課題もあると思っている。みんなで知恵を出しながらできるだけモデル・プロジェクトとしての成果が出るように思っている。

#### <事務局>

- ・ 基金の使いにくい点は教えていただきたい。事業の実施要領については、雇用対策の基金をこういう事業に活用できるよう、細かな要件をたくさん書かず、パーソナル・サポート・サービスのコンセプトの下で実施するという理解の下で細かなことは書かない形でまとめている。ただし公費を使うものなので、対象経費や国と地方との関係などについて最小限のことは書いている。その点実施要領だけでは事業の考え方が語り尽くせないところがあるため、資料2の考え方の整理を検討委員会で議論していただいてまとめ、併せてコンセプトを明らかにするものとして実施要領と併せて都道府県に示すという考え方で作っている。
- ・ 資料2のコンセプトをどう現実に落としていくのかというスケジュールについては、モデル・プロジェクトから色々な問題を出していき、例えば第2弾のモデル・プロジェクトではより改善した形でやるとか、24年度以降につないでいくときにどのような要件の下に進めていくかということをも明らかにしていくということかと考えている。
- ・ 評価・分析については、モデル・プロジェクトを実施する際に不便にならないよう

よく考えたい。また、内閣府との契約による調査委託費も使用できる予定なので、そちらも併せて全体の事業計画を練っていただきたい。

#### <山口構成員>

- ・ 資料3の事業の実施要領に縛られてしまうことになってしまうので、より地域が事業を実施しやすいような形で見直しをしていただきたい。
- ・ 現在検討している中では、パーソナル・サポーターについては常勤職員を基本に考えているが、資料2⑤の中では色々な支援機関の中にパーソナル・サポーターがいて、その機関に軸足を置いて必要に応じパーソナル・サポーターという位置づけをすることになっており、そういった形式の場合、非常勤やスポットでの対応という形も必要になってくる。病院のMSWや精神相談員、弁護士など、常勤雇用をする形でその方を抱えることはできないが、必要に応じてパーソナル・サポーターとして任命することになった場合に都道府県がどのように客観的に任命するかということも検討している。事業については基本的にNPOに委託するが、パーソナル・サポート・サービス事務局が弁護士等の個人と契約を結ぶ、その任命に当たっては第三者評価のような形でお墨付きをもらうといった形を考えており、そのような形でのパーソナル・サポーターの身分保障や地位確保を認めていただきたい。
- ・ 実施要領について、雇用を中心とした事業展開になっているが、もう少し生活保障も含め柔軟に使えるような視点で見直しをお願いしたい。もう1点、資料2の中ではネットワークの中の位置づけが書いてあるが、実施要領の中でもネットワークの構築の部分、誰が主体となってどうしていくのかははっきり書いていただきたい。パーソナル・サポーター個人の力によるのでは限界が出るので、実施主体と地方公共団体、国が協力して連携を取っていくということをモデル・プロジェクトの中でもしっかりと言った方が事業をしやすい。資料2には書いてあるが、実施要領が一人歩きしてしまうのでそちらにも入れていただきたい。

#### <事務局>

- ・ 実施要領は早く出さなければいけないということもあるので、具体的な指摘をいただければ厚労省とも調整したい。

#### <宮本みち子構成員>

- ・ 資料3実施要領について、就労を希望する者が対象となっており、モデル・プロジェクトであるからという説明は理解できないこともないが、例えば若者の自立支援でも、雇用対策の中で行われると就労が評価の主要な基準になるが、実際は対象となる若者たちには就労が困難な人たちが多いというところが一番問題である。今回のモデル・プロジェクトも雇用対策の基金で行われると、實際上生活全般の困難の中での生

活支援という部分がかなり薄まっていくことを懸念している。パーソナル・サポートといは何かということについて、資料2で総合的な生活支援とその一環としての就労支援と書いてあるにも関わらず、2年の期限限定の雇用対策になっていく危険性が非常にある。そういうことを十分に見越した上で実施要領を作る必要がある。支援しても就労できない人をどうするのかという問題をもう少し丁寧に位置づける必要があるのではないか。

- ・ この間の若者支援では、どういうふうにしても就労が非常に難しい人に、生活保障、その中核としての経済保障をする仕組みがなく親が見ている。そのあたりの問題を解決できるようなプロジェクトになっていかないとまずいのではないかと懸念している。

#### <事務局>

- ・ パーソナル・サポート・サービスは目標に振り回されるようなものではなく、もっと柔軟に就労に距離のある人にも対応することを明記しているが、一方ですぐ求職活動するかどうかは別としても、就労自立というものを視野に置いた支援であるというところは、雇用対策としての金を使う事業としてはぎりぎりのところである。その意味で就労を希望することは外にくい要件であるが、事業内容が生活支援的な面が薄いのではないかと懸念については工夫したい。
- ・ なかなか就労できない人に対する経済保障の仕組みがないことは確かではあるが、パーソナル・サポート・サービスはあくまで間接的な支援であり、事業の中に直接的な経済給付を織り込むことは難しい。その点はパーソナル・サポート・サービスを展開することで見えてくるセーフティネットの不備の部分をそのまま終わらせるのではなく、客観的なデータやある種のソーシャルアクション的な要素も含み得る営みとして展開していき、新しい制度の創設に向けた展開にも繋がりをうる活動であるという形で位置づけるということが現段階では精一杯ではないかと懸念している。

#### <宮本みち子構成員>

- ・ 宮本太郎構成員がこれまで整理しているが、就労支援は国際的に見ると3つのタイプに分かれている。1つ目はワークフェアで就労義務が所得保障と抱き合わせになっているタイプ、日本の場合には特に若者の問題ではワークフェアにさえなっていないと理解できる。2つ目はアクティベーションで、就労促進はするが必ずしも就労でなくとも社会参画することが重要であり、そのための社会サービスと所得保障を並列するというタイプ。3つ目はベーシックインカムで、基本的な最低限所得保障を全ての国民に対してやり社会に参画させる。このモデル・プロジェクトの中でどういう問題が出てくるのかということも見るといえるが、これまでの若者支援の中で何が欠けているのかというのは見えてきている。もちろん伴走的支援がないということが1点あるが、パーソナル・サポートは万能ではなく、もう1つ決定的に欠けているのが所得保障の

問題である。既に国際的な整理があるということを前提にして、今回のモデル・プロジェクトで何を狙うのかももう少し詰める必要があるのではないか。時間ばかりかけて何度も同じことが繰り返されていくようになるというのは無駄ではないか。

<宇都宮座長>

- ・ 若者支援の問題点など、政府部内でまとめられたものがあつたら検討委員会でも資料として提供していただきたい。

<工藤構成員>

- ・ モデル・プロジェクトの目的として、「就労を希望する者」というところに「長期継続的に」とつけるだけでだいぶ変わるのではないか。行政の雇用対策の事業では働いたら1、働いてなければ0ということになることがあるが、就労後すぐに辞めて再度就労したら2ポイントになってしまう。ドイツのホームレス支援などでは、ホームレスである人を掴むことで1、就業させることで2といった形になっており、さらに就労の継続が非常に重要になってくる。ハローワークの数値設定でも、何人就職させたということになると、10人の人が10回1年間に仕事を変えると100カウントになってしまう。
- ・ 雇用を長期継続するためにやらなければいけないことというのは、病気を治すことなど生活の面の方に関わってくる。雇用対策として仕事に就いたかどうかだけではなく、評価設定の中で就業の継続やステップアップしているかまで追うことにより、その要因は最初に家を確保したからであるといった分析が可能になる。「長期継続」という言葉を入れるだけでも現場でそれをポイントにしてやれることが増えるのではないか。

<野中構成員>

- ・ 就業すれば1、しなければ0という考え方を変えなくてはならない。当事者は長期継続的な就業を中心にした生活を希望する人であり、就業だけで生きているわけではなく生活ができていることが必要。しかも就業に至るまでにはいくつもの職業準備性を重ねていくわけであり、そういう職業準備性を支援するということは当然生活支援になる。生活支援のプログラムか就労支援のプログラムかという二律背反性の罠からは抜けなければならない。
- ・ 日本でも10年間ケースマネジメントを導入してきていつも同じ議論になるが、コーディネーションと直接援助とは違う。オーケストラの音を出す人と指揮者とは違うのであり、コーディネーターというのは指揮者なので音は出さないが、音を出す人を一生懸命出させていく責任を持っている。弁護士がコーディネーターをやるのは無理であり、弁護士はしっかり音を出し、パーソナル・サポーターはコーディネーターに徹



するという考えの方がよい。直接サービスをどうしてもやらなくてはならないときにはピアノを弾きながら指揮をするというやり方もやらざるを得ないが、最終的には指揮者である。また、コーディネーターには能力や社会資源を最大限に伸ばすという役割があり、自治体と対抗するわけでもないがそのまま言うとおりにやるわけでもない。調整やコーディネーションというのはそういった原則的な意味があるということが共有されているべきである。

- ・ 個人情報の問題については、支援することは契約によるものであるという原則があるので、本人との契約をなるべく早く締結し、個人情報の情報交換の許可書を得ることが前提になる。また、契約締結の段階では、どの人を対象にしてどのように対処するというを決めなくてはならないが、日本では国が対象や対処方法を決めるのでうまくいかない。コーディネーターの判断を社会的に保証すれば良い。治療が必要かどうかというのは国が決めるのではなく、医者が決めるものである。コーディネーターが必要と思った人を援助するという規定の仕方をするより望ましい。
- ・ 評価については、評価項目は活動の開始前から決めておかないと評価ができないことは当たり前であり、同時に、開始した後にモニタリングで評価項目が増えていくということも行われる。既に介護保険や相談支援事業で当然のように行われているケアマネジメントの技術をちゃんと当てはめていけば、以前に行われている制度の間違いをもう一回やらないですむのではないか。

#### <高沢構成員>

- ・ コーディネートが中心であるということがよく言われてきているのは分かっているが、例えば居がない人が来た時に、役所が閉まっている時間で翌日や週明けの対応となった場合には、せっかく相談しようと思ってきた人がまた来るかどうか担保できない。こういう方への直接支援というのは受け皿、何らかの担保を用意しておかなければならない。場合によってはビジネスホテルや簡易宿泊所に1、2泊泊めるというだけのことで次の相談に繋がるかもしれないので、そのための予算は確保すべきではないか。そうしないとなかなか次の相談に結びつかない。また、役所との連携は重要であるが、相談に来た方が既に役所で水際作戦を受けて役所だけは行きたくないという可能性もあるので、その気にさせるまでの支援がまず必要になるという面も出てくるのではないか。連携も大事だが、当事者と直接信頼関係を作ることも含めた支援がきちんと動かないと、コーディネートだけだと厳しいのではないか。支援者を信用しコーディネートに乗ってみようという気持ちになる助走段階を作らないと相談としては機能できないのではないかと考えており、直接支援するための予算があるといいと思うが、どのようになるのか。

#### <事務局>

- ・ 趣旨は理解するが、緊急雇用創出事業の中での就業生活支援事業としてのお金なので、本人への直接的な給付はこの予算を用いてはできない。既存の支援機関や連携で対処するという方策をそれぞれの地域で考えていただくことになる。

#### <湯浅構成員>

- ・ 住居支援については、セーフティネット補助金ということで厚労省の補助金があり、自治体が住居を確保したいというときには10分の10の補助金が国から出ることになっている。しかし、セーフティ・ネットワーク実現チームの課題の1つとして要支援者集中の懸念に対する問題点というのがあるが、自治体が何かをやると要支援の人が周辺から集まって来てしまうので自治体が動かず、去年のワンストップ・サービス・デイでもかなり苦労した。住宅やショートステイなどの宿泊の場をいかに確保するかということについて現場では何十年と苦労してきているが、必要でも動いてこなかったことには色々な背景が絡んでいるので、この事業そのものの中で対応するというよりも、目的に照らして仕分けつつ補助金を含めいかにシェルターや住居の設置を進めるか検討するしかないのではないか。

#### <岩間構成員>

- ・ パーソナル・サポート・サービスの機能の明確化と抽出は、今後全国展開していくためには不可欠な作業である。サービスの特徴が対象の広さや横断的な対応が求められるということなので、場合によっては援助の在り方が何でもありになる可能性もあることから、ある程度整理をしておかないと事業としては見えにくくなる危険性がある。今回整理されているのは方向性や姿勢の部分と今後の長期的な課題だろうと思うが、ある程度対象の整理をし、一つ一つこういう対象にはこういう形で就労自立に向けて働きかけるといった整理を集積していくことで機能の明確化ができれば良いのではないか。これは事業上かなり緊急性の高い事項だと思うのでしっかりやっていただきたい。
- ・ 本人の側に立って個別的・包括的・継続的な支援をするとすると、パーソナル・サポーターの力量に任せてやるのは限界があるので、制度としても個別的・包括的・継続的なものを可能にできるような仕組みがないと動けない。その意味で従来の枠をどう超えていくのかは非常に重要であり、資料2⑤の理念型は新たな可能性を示唆するものではないか。ただし、そのときに必要になってくるのは従来とは違う制度的な枠組みであり、行政の理解とバックアップは相当必要である。どこかの機関に丸投げするだけでは到底うまくいかないし、この図の中でいうと事務局がしっかりできるかどうか肝になってくると思うので、事務局機能の強化をどのような形で担保していくのかというのが課題になってくるのではないか。
- ・ 資料2と資料3のギャップをやはり感じる。予算の性質が事業の性格まで拘束する

ことになるが、それによって事業として窮屈になってしまう危険性がある。実施要領がいったん外に出てしまうと一人歩きしてしまい、理念抜きで捉えられることを危惧するので、理念的なもの、つまり資料2の内容を形にするような文言の整理や余地を残しておかないともったいない。特に求職者総合支援センターにパーソナル・サポーターが置かれるようなイメージで書かれると、理念型としての地域でのネットワークを組みながら従来の卓越した機能を持った人たちや社会資源や公共財を活用していくという部分が見えない形となって、要領の中に埋もれてしまうのではないか。

<湯浅構成員>

- ・ 実施要領の中に「この考え方の整理の趣旨を十分に踏まえて」と書くのではどうか。

<岩間構成員>

- ・ いいと思うが、厚労省との関係などはどうか。

<事務局>

- ・ それはできると思うが、検討したい。

<五石構成員>

- ・ 実施要領について、3の事業の実施方法で（2）支援機関、自立計画とあるが、自立計画を読むと就労を実現すると目標が書いてある。やはりこの事業は就労自立が目標なのかと読めるが、例えば「就労に向けた社会的自立」と書くなど就労自立だけではないような形で書けないか。
- ・ また、求職者総合支援センターというものが書いてあり、窓口がどういう性格を持つのか、ハローワークの端末が入るのか、給付、特に生活訓練支援給付があるのか、どういう機能を持ったセンターなのかが非常に重要になってくると考えている。今後パーソナル・サポーター自体とともに窓口である求職者総合支援センターの在り方も検討できるような形にできないか。
- ・ さらに就職支援ナビゲーターという言葉が出てくるが、おそらく就職支援ナビゲーターがパーソナル・サポーター担当として設置された場合には、高卒就職ジョブサポーター、フリーター常用就職サポーターなどといった非常勤職員の中の1人として設置されることになると思うが、今後地域の社会的資源がどのように使われているかを検討する上で、例えばハローワークの色々な非常勤職員がどのように活動されているのかということも併せて検討できないかと考えている。

<奥田構成員（森松代理）>

- ・ パーソナル・サポート・サービスの非常に重要なところは、新たな自立支援制度が

できたのではなく、パーソナル・サポートという伴走していくということが大きな課題であり新しさであるという点である。支援機関は継続していくことが重要である。見守りの部分が非常に重要である。モデル・プロジェクトの期間中支援を継続することも考えられる。実施要領における自立計画の策定については、自立のイメージが強いので、就職活動に関する相談支援が非常に大きく割かれている部分についてコーディネート部分を大きく掲げていくなど、パーソナル・サポートの伴走的な見守りや状況によって横断的にやっていくという機能の強調をするべき。事業を実施するのは自治体であり、実施要領に書いてあることをやろうとして本来のパーソナル・サポート・サービスとは異なる自立支援ができてしまうことになりかねない。実施要領では就労自立支援という視点が少し大きく見えるので、ポイントとしては伴走的・横断的で継続した支援が目的であるということをもう少し出した方がいいのではないか。

#### <玉城構成員>

- ・ 実施要領と考え方の整理に差があるということだが、一方で要領はあまり細かいことは書かないことにしているという答弁もあったし、また、実施要領に考え方の整理を参考にしつつという言葉が入れば全部通るということになるので、あまり細かいことを書かないのであれば、概念整理されたものが実施要領の中で読み取れるように書いていただければ十分だと考えている。一方、実施要領の中で、パーソナル・サポーターと職業紹介窓口及び公共職業安定所との連携の部分はとても丁寧に書かれており、就職支援ナビゲーターなどの配置やその人たちとの連携など、ハローワークとの連携を具体的にどうしていくのか等が具体的、概念整理よりももっと進んだ形で書かれているので評価している。福祉の部門の職場との関係もそこまで書き込んでいただければ素晴らしい要領になると思うが、時間的な制約もある。
- ・ 提出資料という形で出しているが、既に行政と9月議会に向けて予算との関係、議会との関係で進めており、具体的にどのような内容でどのように進めるか、例えばチームを5チーム作るとか、具体的な入り口のところの相談から中間の職業訓練やスキルアップと最後の出口戦略である就労支援までを描いてやっている。そういう意味で、実施要領になんでも入れるよりも、あくまでもモデル・プロジェクトをスタートさせるためのものとして、概念整理した考え方の整理を実施要領の中で「参考にする」という形で入れてもらえればいいのではないか。

#### <清水構成員>

- ・ やはり就労支援の部分にかなり重きが置かれているが、考えてみれば就労する前に、そもそも生きていないと就労できないわけなので、ニュアンスとして生きていなければ就労できないということを目的のところでもっと明確に書くことは共存させる1つのやり方としてあるのではないか。

- ・ また、第1回目の会議の際、パーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトは既存の様々な施策の問題点をあぶり出したり、セーフティネットの穴となっている部分を浮き彫りにするという部分までの期待もあるという話があったが、そのことを実施要領の中に書き込むのはハレーションがあるとは思いつつ、それをやっておいた方が見えてきた結果をその後の所得保障や住宅保障といった部分への議論に発展させていく上ではいいのではないか。
- ・ ライフリンクという団体で足立区や江戸川区、荒川区と自殺対策の都市型ネットワーク作りに取り組んでいる。今後パーソナル・サポート・サービスの中でIT技術をもっと活用することを盛り込んでいけたらと考えている。インターネットで人数や予算などの条件を入れると条件に見合った居酒屋やレストランが検索される仕組みがあるが、同じようなイメージで、どういう問題で困っているのか、その人の置かれている現状がどうなのか、所得がいくらなのか、扶養家族になっているか、住宅があるのかといったことを入力していくと、分野や民間・行政の別に囚われない支援策を検索できる仕組みというものを作ってアップしている。それを補強・強化する形でできたら、パーソナル・サポートや当事者が問題解決にたどり着くための負担も減らすことができるのではないかと考えている。総務省でも力を入れており、プロジェクトの募集を2月頃にかけていたと思うが、そのようなものとも絡めてやれたら良いのではないか。また、ケースの共有をするために電子カルテのような形で関係者が当事者の情報を共有できるようなネットワークの仕組みなどもインターネット技術を使えば難しいことではないので、足立区で今後モデル・プロジェクトに参加する時があるとしたら、是非ITを使っていくことも考えていきたい。

#### <本田構成員>

- ・ 実施要領と考え方の整理とのギャップについて、求職者総合支援センター、就職支援ナビゲーター、職業相談員などの言葉が実施要領では細かく書かれている一方、資料2の⑤や⑥の図には表れていないが、どのような関係にあるのか。
- ・ 様々な名称の支援に携わる方がハローワークなどにいるが、それらとパーソナル・サポーターが特に権限でどのように異なっており、特別に任命された者としてこれまでの方よりも大きな権限を担っているということがどの部分に書かれているのか。
- ・ パーソナル・サポーターの配置として「経験ならびに知見を有する者を配置するものとする」と書いてあるが、そういう経験や知識を持っている方は既にそれぞれの現場を担って活躍している場合がほとんどであり、そこを抜けて新たにパーソナル・サポーターという役割に専従するという事は難しい場合もある。そうした場合、柔軟な雇用形態や今いる場所、組織を担いながら新たにパーソナル・サポーターという役割を担うということがいかにして可能となっているのか。

#### <事務局>

- ・ 雇用対策のお金を使うという点で外せないポイントがいくつかあり、例えば就労を希望するということは外せない。ただし就労の前後に色々あるのでその部分を書くことは考える。また、事業の枠組みとして、形式上求職者総合支援センターを置き、そこにパーソナル・サポーターを属させるという部分については外せないが、支援機関の仕事に関わりながらパーソナル・サポーターの仕事をするという考え方については、むしろそのような形が理念型であり、求職者総合支援センターの枠組みでもできないわけではない。特定のセンターを置いて常時詰めていなければならないという誤解が生じないように記述を考えたい。ただし、例えばサラリーマンの場合でも会社において仕事をしたということであれば仕事に従事していたことが明確である一方、そうではないところにおいてその仕事をしていたということについて金を払うためには、役割や仕事や機能、あるいは記録が明確になっていないと難しいということがある。各種の相談支援機関はそういうことをやや曖昧にしたまま事業を進めてきたところがあり、むしろ常勤の職員を置いてその仕事に専従させることで金を渡していたということもあるので、どう折り合いをつけていくかという難しい問題がある。既存の機関にこの役割を担ってもらおうという仕組みを作る上ではそのような問題が残る。そういうことも含めどのように評価をして機能する仕組みを作っていくかということについては、モデル・プロジェクトをまわしながら考えていかなければいけないと考えている。
- 宇都宮座長より、事務局において意見を踏まえて資料等を修正しまとめるよう発言。
- 湯浅構成員及び事務局より、イギリス及びデンマークの視察結果について報告。

(以上)